

鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第5号

鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第8条第5項の規定に基づき、人事委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙等に関する事項を定めるものとする。</u></p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第8条第4項の規定に基づき</u>委員長の選挙等に関する事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。